

2012年3月30日
日 本 銀 行

2012年度の考査の実施方針等について

1. 日本銀行考査について

考査とは、日本銀行が、取引先金融機関等の業務及び財産の状況を把握するため、取引先との契約に基づいて行う立入調査のことである（日本銀行法第44条¹⁾）。考査は、取引先金融機関等の経営実態の把握に加えてリスク管理体制を点検し、必要に応じてそれらの改善を促すことを通じて、金融システムの安定性の確保に貢献している。

また、日本銀行は、金融システムの情勢を総合的に分析・評価し、政策運営に活かしている（マクロプルーデンス）。取引先金融機関等の状況を把握できる考査は、金融システムのマクロ的な分析・評価にとっても、極めて有用なものとなっている²⁾。

日本銀行では、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会の議決を経て決定している³⁾。この「2012年度の考査の実施方針等について」では、2011年度の考査の実施状況とともに、2012年度考査の基本的な考え方、考査実施上の重点ポイントなどを記載している。日本銀行としては、この実施方針等に基づいて、効率的かつ効果的な考査運営を行っていく。

¹⁾ 日本銀行法第44条では、「日本銀行は、第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手方となる金融機関等との間で、考査に関する契約を締結することができる」と規定している。

²⁾ 考査とマクロプルーデンス面での取組みの関係については、「日本銀行のマクロプルーデンス面での取組み」（日本銀行、2011年10月）を参照。

³⁾ 日本銀行法第15条第2項第5号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

2. 2011 年度を振り返って

(1) 考査の実施状況

日本銀行は、2011 年度において、国内銀行 26 先、信用金庫 29 先、外国銀行・証券会社⁴等 13 先の合計 68 先に対し、考査を実施した。考査の運営に当たっては、昨年 3 月の東日本大震災を受け、考査を予定していた金融機関のうち、震災や計画停電による業務への影響が見込まれる先について、考査の実施を中止するなど、震災に伴う金融機関業務への影響に配慮した。

考査実施先数の推移

	2009 年度	2010 年度	2011 年度
国内銀行	46	38	26
信用金庫	47	43	29
外国銀行・証券会社等	19	19	13
合計	112	100	68

(2) 考査結果の概要

2011 年度の考査では、東日本大震災の影響や欧州債務問題を巡る国際金融資本市場の緊張の高まり等を踏まえ、金融機関の財務実態の的確な把握に努めるとともに、リスク管理上の課題について検証した。各金融機関では、引き続きリスク管理体制の整備が進められていたが、リスク管理の実効性にはなお改善の余地が認められた。また、新規業務・システム導入等に伴うリスクプロファイルの変化を踏まえたリスク管理面の対応やストレステストにも課題がみられた。

考査では、足許及び先行きの収益・経営体力を評価している。多くの先が相応の経営体力を確保しているが、一部の先では、ダウンサイドリスクの顕在化に備えた自己資本の充実等が必要と認められた。また、収益力が低下傾向にある金融機関が多い中、営業基盤や収益力の強化について必ずしも十分な展望が開けていない先もみられ、引き続き今後の課題となっている。

⁴ ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第 28 条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

(3) 考査を通じてみられたリスク管理面の特徴

イ. 経営管理

考査では、リスク管理に関する経営の関与や組織体制など、ガバナンスが適切であるかといった観点からの検証⁵を行った。その結果、市場リスク管理やコンピュータシステムに係るリスク管理など専門性が高い分野を中心に、経営陣と関係部署間のリスク認識の共有が不十分であるなど、ガバナンス面に課題があるケースが少なからずみられた。

ストレステストについては、引き続きシナリオの妥当性検証やテスト結果の経営への活用に課題がある金融機関が多くみられた。もっとも、中には経営陣の適切な関与のもとで、環境変化に応じた関係部署の情報収集やシナリオ作成に係る機動性が確保され、分析結果が経営判断に有効に活用されている先もみられた。

経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制については、情報インフラを含む体制整備に課題がみられた。

内部監査については、着実に体制整備が進んできている。もっとも、要員など監査資源面の制約もあって、本部監査の対象範囲・深度や、監査指摘事項のフォローアップ体制などに課題がみられた。

ロ. 信用リスク管理

審査・管理面では、債務者の実態把握等に課題がみられた金融機関が引き続き多い。特に、経営改善計画と実績が大幅に乖離し先行きも計画達成の見込みが立たない融資先が増加してきている中で、債務者区分が適切に見直されていないケースが少なからずみられた。また、県外など主要営業基盤以外での貸出を推進している先において、そうした貸出案件に係る審査管理体制が十分整備されていない先が多くみられた。

企業再生支援については、多くの先で体制整備が進展しているほか、一部

⁵ ガバナンスに関する考査での検証内容については、3.(1)基本的な考え方の第二を参照。

には、金融機関が深く関与する形で抜本的な再建計画を策定・実行することなどで成果をあげている事例もみられた。しかし、全体としてみると、企業再生支援の取組みが十分に実効をあげておらず、多くの先で、支援先の選定、経営改善計画の策定、計画の進捗管理の各段階で課題がみられた。

一部の地域金融機関では、貸出が大口化する傾向がみられており、リスク管理面では、大口与信を抑制するための枠組みの整備や、与信限度額の超過先への対応などに課題がみられた。

住宅・アパートローンについては、積極的に推進する金融機関が多く、アパートローンの残高を急増させている先も一部にみられている。リスク管理面をみると、住宅ローンでは、延滞・デフォルト案件の債務者属性の分析や融資後の経過年数とデフォルト確率の関係等を踏まえた、審査基準の見直しに課題のある先がみられた。また、アパートローンでは、審査基準の整備や中間管理面で改善を要する先がみられた。

ハ. 市場リスク管理

地域金融機関を中心に、金利リスク量が一段と増加している先が多い。また、期間収益の確保のため、有価証券の短期売買を積極化する先もみられる。

リスク管理面に関しては、経営陣によるリスクテイク方針が明確化されていない先のほか、方針の見直しプロセスやその際のリスク分析・評価に課題がある先が少なくなかった。また、投資商品のリスク特性や運用手法に適合したリスク管理が行われていない先、市場情報や分析結果の組織的な共有など、リスクに関するコミュニケーションに課題がある先が多くみられた。更に、損失限度枠など市場悪化時に備えた枠組みの実効性が確保されていない先も少なくなかった。

株式保有リスクに関しては、株式を保有するメリットの検証や収益・経営体力への影響等のリスク認識が十分でない先や、削減計画の実効性が確保されていない先がみられた。

二. 流動性リスク管理

足許の円貨資金繰りに大きな問題はみられなかったが、リスク管理面では、高めの金利で調達した預金の剥落が先行きの流動性に与える影響の検証など、リスクプロファイルを踏まえた分析が十分でない先がみられた。ストレス局面への対応については、コンティンジェンシープランの整備・見直しに課題がある先が引き続き多い。また、地域金融機関を含めて、外貨に関する流動性モニタリングやストレステスト等に課題がある先が少なくなかった。更に、本部による海外拠点の流動性リスク管理にも課題がある先がみられた。

ホ. オペレーショナルリスク管理⁶

金融機関では、自律的なリスク管理サイクルを機能させるための取組みが全体として進んでいる。もっとも、①事務事故等の背後にあるリスク管理上の問題点の把握とそれを踏まえた再発防止策の策定、②潜在的なリスクの洗出し、③新規業務の導入や事務集中化等による業務面の変化に対応した管理体制の整備などの面で、課題のある先が少なくなかった。

コンピュータシステムに係るリスク管理強化の必要性に関する金融機関経営陣の意識は高まっている。もっとも、システムの運用管理や開発に関する経営陣のリスク認識や関与がなお十分でない先がみられた。また、顕在化したシステム障害の分析、潜在的なリスクの評価・分析、訓練を通じた障害時対応の実効性検証などにも課題がみられた。

業務継続体制については、多くの金融機関で、東日本大震災の経験を踏まえて実効性の向上に取り組んでいる。もっとも、被災シナリオの想定や重要業務の選定、業務継続手段や要員の確保、訓練による業務継続計画の実効性確認などに改善の余地がある先がみられた。

⁶ 考査では、事務、コンピュータシステム、業務継続などの業務運営全般にわたるリスクをオペレーショナルリスクと称している。

3. 2012年度の考査の実施方針

(1) 基本的な考え方

昨年の東日本大震災の経験や、国際金融資本市場において不確実性の高い状態が続いていることを踏まえると、金融機関は、リスク管理面において、発生確率は非常に低いが大規模な損失をもたらすテールリスク⁷への備えを一段と強化する必要がある。また、金融仲介機能の発揮という観点からは、与信規律を確保しつつ、企業再生の実効性を向上させるための取組みが重要である。更に、海外拠点を持つ金融機関にとっては、国際的な規制・監督の見直しへの対応を着実に進めていくことが必要である。

日本銀行としては、こうした認識に加え、2011年度の考査においてみられた課題をも踏まえ、2012年度の考査を、以下の考え方のもとに実施していく。

第一に、考査では、引き続き金融機関の財務実態の的確な把握に努めることに加え、テールリスクを含むリスクへの対応力を検証する。具体的には、資産査定、有価証券運用や新規事業・業務等の調査を通じて、ポートフォリオの質や資産負債構造などリスクプロファイルの足許の状況と先行きの方向性を確認する。海外与信や外国有価証券を増加させている先に対しては、資産内容と外貨流動性の両面から確認する。その上で、そうしたリスクプロファイルの変化等に対する経営陣の認識、組織的な検討やリスク管理上の対応状況を検証する。このほか、考査では、複数のシナリオのもとでの収益・経営体力、流動性の十分性を評価し、必要な助言を行う。また、テールリスクへの対応として、リスク波及経路を多面的に想定したストレステストの実施状況を点検するほか、コンピュータシステムに係るリスク管理や業務継続体制の面では、障害の未然防止策に加え、不測の事態の発生を想定した対応力を検証する。

第二に、考査では、金融機関の業務やリスクの状況に即した適切なリスク

⁷ テールリスクとは、統計的な「分布の裾」(テール)にある、稀にしか発生しない事象(テールイベント)から生じるリスク。テールイベントには、例えば、東日本大震災やリーマンショックによるグローバル金融危機が含まれる。

管理をテールリスクへの対応も含めて促していく観点から、引き続きリスク管理に関するガバナンス面の検証を行う。具体的には、①テールリスクを含むリスクに対する経営陣の認識や、リスクテイクに対する考え方、専門性が高い分野も含めたリスク管理への関与の度合い、②組織内の情報伝達の仕組みやコミュニケーションの状況、③緊急時に適切な情報集約、意思決定や権限の下部委譲を可能とする体制の整備状況、④取締役会や監査役会、各種委員会、内部監査等の機能度、などを検証し、必要な助言を行う。また、金融機関が、リスクプロファイルや外部環境の変化に対応し、自らリスク管理を改善していく体制を構築するよう促していく。

第三に、考査では、金融機関が金融仲介機能を発揮する上で必要となる審査・管理力や企業再生支援の体制とその実効性について、一段ときめ細かく検証し、必要な助言を行う。特に2012年度においては、経営改善計画と実績との乖離が拡大する事例が増加していることを踏まえ、再生可能性の評価と、それに応じた企業再生への取組み強化や信用リスク管理面の対策が適切に行われているかを点検する。更に、持続的かつ安定的な金融仲介機能の発揮という観点から、自己資本の質・量の十分性に関する認識と収益力向上への取組みを含む先行きの経営のあり方などについて確認し、必要な助言を行う。海外拠点を有する金融機関については、国際的な規制・監督の見直しへの対応状況に関する調査を行う。

第四に、考査運営面では、2008年度以降実施している「リスクベース考査」を継続し、めり張りのある運営に努める。その際には、重点的に調査すべき分野に範囲を限定した「ターゲット考査」を活用する。また、各種金融サービスをグループで提供している先については、グループ全体の経営実態の把握に努めることとする。特に、グローバルベースでの業務展開を図る先については、海外拠点のリスク管理状況に関する臨店調査を強化する。なお、考査の実効性向上を図る観点から、必要に応じ、考査の立入調査前に内部監査部署との面談（プレヒアリング）を行うほか、考査とオフサイトモニタリングの連続性の強化にも引き続き取り組んでいく。

(2) 考査実施上の重点ポイント

考査の実施に当たっては、前述の基本的な考え方を踏まえ、特に以下の点を重視する。その際、各金融機関の業務やリスクテイクの状況等を踏まえ、めり張りを付けて調査・検証等を行っていく。

イ. 経営管理

ガバナンスの有効性

リスク管理の実効性を確保するためには、外部環境の変化に応じて適切かつ健全な経営判断がなされるよう、ガバナンスが十分に機能することが必要である。

考査では、テールリスクを含むリスクに対する経営陣の認識や、リスクテイクに対する考え方、各種ステークホルダーの経営上の位置付け、それらを踏まえた経営方針、ディスクロージャーに関する方針、経営の意思決定や監視のプロセス、などを確認する。

また、グループとして金融サービスを提供している先については、海外拠点や子会社・兄弟会社を含むグループ全体の経営管理の枠組みを確認する。

その上で、主にリスク管理の観点から、①取締役会や委員会等各種の機関が有効に機能しているか、②専門性の高い分野も含めて組織全体で十分なリスク認識の共有が図られているか、③緊急時の情報集約、意思決定や権限の下部委譲を適切に行う体制が整備されているか、④リスクプロファイルや外部環境の変化に応じてリスク管理の改善を自律的に図っているか、などを点検する⁸。

収益・経営体力とリスクとのバランスを踏まえた経営管理

収益力が低下している金融機関が増加していることを踏まえると、収益・経営体力とリスクとのバランスを踏まえた経営管理が重要である。

⁸ その際、バーゼル銀行監督委員会が2010年10月に公表した「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則 (Principles for enhancing corporate governance)」も参考とする。

考査では、①リスクと収益・経営体力の状況が適切に検証されているか、②不確実性の高い金融経済情勢のもとでテールリスクも意識し、リスクの波及経路を多面的に想定したストレステスト等が適時適切に実施されているか、などを点検する⁹。その際、③コア預金モデルの特徴や留意点、VaRなどリスク計量モデルの限界等を適切に認識し、多面的なリスク分析を行っているか、といった観点からの検証も行う。その上で、④これらの分析・検証結果が経営陣に対して適切に報告され、資産負債に係る運営方針やリスクヘッジ、コンティンジェンシープランの策定など必要な対応が協議・実施されているか、などを点検する。

経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制の整備

金融機関の業務やポートフォリオが複雑化・多様化している中、経営管理・リスク管理に必要な情報を組織全体として適切に把握するための体制¹⁰を整備し、適切に運用することが重要となっている。特に、国際金融危機を経て、複数の業務や地域に跨るカウンターパーティーリスクや決済業務に係るリスク等の適時適切な把握の必要性が認識されている。

考査では、特に、大手金融機関、地域銀行について、①情報インフラを含む情報把握体制が適切に整備されているか、②その情報の信頼性や適時性が確保されているか、などを点検する。

内部監査を通じた自律的なリスク管理の充実

内部監査は、金融機関の業務の適正さを確保するための基盤であり、リスク管理を自律的に充実させていく上で、重要な機能を担っている。

考査では、①経営陣が内部監査の重要性を十分に認識し、必要な監査資源

⁹ その際、バーゼル銀行監督委員会が2009年5月に公表した「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則 (Principles for sound stress testing practices and supervision)」も参考とする。

¹⁰ 経営管理・リスク管理を効果的に行う上で必要となる各種情報を収集する枠組みは、「Management Information System」(MIS)と呼ばれている。

を確保しているか、②金融機関が自らのリスクプロファイルをもとに、監査対象の選定や監査資源の配分を適切に行っているか、③本部・関連会社業務や信用・市場リスク管理等に関して監査による検証が適切に実施されているか、④監査結果をフォローアップする枠組みが整備され、実践されているか、などを点検する。

ロ. 信用リスク管理

企業再生支援の実効性と信用リスク管理面の適切な対応

金融機関では、中小企業金融円滑化法のもとで、債務者からの貸付条件の変更依頼に適切に対応するとともに、経営改善計画の策定とその実行に対する働きかけ等を通じて、企業再生への取組みを続けている。もっとも、企業経営を巡る環境が引き続き厳しい中で、経営改善計画と実績が乖離する先が増加している。

調査では、①経営改善計画の妥当性検証や計画の進捗管理を適切に行うための実務的な枠組みを整備しているか、②経営改善計画と実績が乖離した先について、乖離要因を的確に分析した上で適時に計画を見直しているか、などを点検する。特に、経営改善計画と実績との間に大幅な乖離が生じている場合には、③金融機関が企業の再生可能性を適切に判断した上で、企業再生への取組み強化や債務者実態に即した引当等信用リスク管理面の対応を適切に行っているかを確認し、必要な助言を行う。

審査・管理力の向上と融資戦略に見合った体制整備

金融機関が金融仲介機能を発揮するうえで必要となる審査・管理力については、事前審査および中間管理の両面において、債務者の実態把握が十分でない先が引き続き多い。また、地域金融機関では、県外など主要営業基盤以外での取引先開拓等に取り組む先が増加する中で、新たな融資戦略に即した審査基準等の整備が不十分で、融資実行後、短期間で取引先が倒産に至るケースが発生している。

調査では、①債務者の経営実態等を十分に調査・分析したうえで、格付けの付与・見直しを含む適切な事前審査や中間管理を行っているか、②従来とは異なる地域での融資やM&A関連融資など新たな形態の融資等に係る審査基準の適切性を組織的に検証しているか、などを点検する。

与信集中リスクの管理強化

地域金融機関では、基礎的収益力が低下している中で、大口与信先の経営が悪化した場合の期間収益への影響度が高まっている。また、一部に貸出の大口化や業種集中が進行している先がみられている。

調査では、①経営陣が大口与信先管理の重要性を十分に認識し、与信ポートフォリオに内在する集中リスクの状況を的確に把握しているか、②経営体力等を勘案した大口与信先管理制度を整備するなど、集中リスクの回避・削減を図っているか、などを点検する。

住宅・アパートローンのリスク管理強化

多くの金融機関では、引き続き住宅ローンを注力分野に位置付けており、与信ポートフォリオに占める割合が一段と高まっている。また、一部の地域金融機関で、アパートローンを積極的に推進する動きがみられている。

調査では、住宅・アパートローンを積極的に推進している先を対象に、①各ローンのリスク特性に即した審査基準を整備しているか、②債務者属性分析等に基づきポートフォリオの質の変化を適切に把握し、審査基準を見直しているか、などを点検する。③特に住宅ローンについては、関連保証会社分を含めた信用コストを、融資後の経過年数とデフォルト確率の関係も踏まえて的確に把握・分析しているかを点検する。その上で、こうした分析結果を審査基準見直しや金利設定などの業務運営に活用しているかを確認し、必要な助言を行う。

海外与信管理の実効性

一部の大手金融機関は、収益力強化に向けて国際業務を積極的に展開しており、新興国等における資金需要や取引先企業の海外進出の動きなどを背景に、海外与信を引き続き増加させている。

調査では、大手金融機関のうち、特に海外与信に注力している先について、海外与信の自己査定を検証等を通じて与信内容をきめ細かく調査する。その上で、①海外拠点において、大口与信管理や予兆管理などに関する体制整備がポートフォリオの変化を踏まえて適切に行われているか、②本部がグローバルな管理・報告ルールを整備の上、適切にモニタリングしているか、③ストレステスト等を活用してグローバルベースでの信用リスクを適切にコントロールしているか、などを点検する。

ハ. 市場リスク管理

経営陣によるリスクテイク方針の明確化と適切な業務運営の確保

多くの地域金融機関においては、預貸率が趨勢的に低下する中で、市場部門への収益期待が高まっており、金利リスク量が一段と増加している。また、有価証券の短期売買を開始するなど、運用手法の多様化を図る金融機関もみられている。このため、経営陣が、市場ポートフォリオ運用でのリスクテイクに対する考え方を明確に示すとともに、リスクプロファイルを踏まえた適切な管理を行うことが一段と重要になっている。

調査では、経営陣の市場部門への収益期待とリスク認識を確認した上で、①リスクテイク方針が明確に示され、組織内で十分に共有されているか、②こうした方針に基づき投資計画が策定され、リスクを十分に理解した上で個別案件への投資が行われているか、などを点検する。また、③投資対象の時価やリスク量、発行体の信用力のモニタリングを含め、投資実行後のリスク管理が適切に行われているか、などを点検する。

市場環境の変化への機動的な対応を可能とする体制の整備

国際金融資本市場において不確実性の高い状態が続いていること等を踏まえると、市場環境の変化に機動的に対応し得る体制を強化する必要がある。金融機関は、経営陣の関与のもとで、内外市場動向やリスクに関する情報の収集・分析と対応協議などのコミュニケーションを適切に行い、リスク管理の実効性を確保することが重要である。

考査では、①市場や経済等の動向に関する情報収集とリスク波及経路を多面的に想定したストレステストが行われ、分析結果等が組織内で共有されているか、②リスクや損失の拡大を抑制するための限度枠が整備され、円滑なリスクコミュニケーションを通じて、限度枠管理の実効性が確保されているか、などを点検する。

株式保有リスクの管理

株価変動は、金融機関の収益・経営体力に大きな影響を与えるため、株式保有リスクへの対応が引き続き重要な経営課題となっている。

考査では、①株式を保有するメリットに加え、株価変動が収益・経営体力に与える影響度合いが適切に検証され、経営陣と関係部署間で認識が共有されているか、などを点検する。その上で、②経営体力に比べて株式保有リスクが高いとみられる金融機関に対しては、リスクの削減に向けた取組みを促していく。また、③株式削減計画を策定している金融機関については、経営陣の継続的な関与のもとで計画の進捗管理が適切に行われているかを点検する。

二. 流動性リスク管理¹¹

リスクプロファイルを踏まえた管理体制の整備

資金繰りは、各業務の運営と密接な関係がある。したがって、資金繰りの

¹¹ 流動性リスク管理の調査については、「国際金融危機を踏まえた金融機関の流動性リスク管理のあり方」（日本銀行、2010年7月）も参考とする。

安定性確保には、自らの調達・運用構造の持つ流動性リスク特性を十分に把握するとともに、経営陣の適切な関与のもとで関係部署が適切に情報共有を行うことが重要である。

考査では、経営陣の関与のもとで、①外貨を含めた流動性リスクプロファイルを適切に把握しているか、②財務状態や資金調達能力等に照らしたリスク限度枠等が設定され、遵守のためのモニタリングやコントロールの体制が構築されているか、③預金や市場の動向等資金調達環境について、日頃から情報共有がなされ、局面変化に迅速に対応できる体制となっているか、などを点検する。

ストレス局面での対応力

流動性リスクの管理では、各種のストレス事象に耐え得る対応力を平時から備えておくことが必要である。

考査では、①円貨および外貨の調達・運用規模と期間構造、資産の流動性、調達の安定性や金融機関自身の信用力などの流動性リスクプロファイルを踏まえたストレステストを実施し、資金化可能な流動資産や非常時調達手段の十分性を検証しているか、②流動性コンティンジェンシープランにおいて、各種ストレス状況への対応方針、組織内の権限・責任範囲、発動及び管理段階の引上げの手順等を明確に定めるとともに、内部監査部署による検証や定期的な訓練を通じてその実効性が確保されているか、などを点検する。

グローバルな流動性リスク管理

国際的に活動する金融機関では、海外与信が増加していること等から、各拠点およびグループ内において適切な流動性管理を行うことが一段と重要になっている。

考査では、こうした金融機関において、①本部と各拠点との円滑なリスクコミュニケーションのもとで、通貨別、拠点別の資金繰りの状況や先行き見通しが適時適切に把握されているか、②グループ全体として整合的な形でス

トテストの実施やコンティンジェンシープランの整備が行われているか、などを点検する。

ホ. オペレーショナルリスク管理

自律的なリスク管理サイクルの実効性

業務の環境や内容が変化する中で、業務やコンピュータシステムに内在するリスクを洗い出し、講じた対策の有効性を検証しながら、更なる改善に努めていくPDC Aサイクルを機能させることが重要である。

調査では、こうしたPDC Aサイクルの実効性について、①事件・事故などリスク顕在化事象の背後にあるリスク管理上の問題点が適切に分析され、再発防止策が策定されているか、②業務やコンピュータシステムに内在する潜在的なリスクの洗出しの適切性について、事務指導や内部監査を通じて検証され、必要な改善策が実施されているか、③新規業務の導入や事務集中化等に伴うリスクプロファイルの変化に応じた管理体制の見直しが行われているか、などの観点から点検する¹²。

システムに関する経営陣のリスク認識と障害管理体制の整備

コンピュータシステムの安定性・安全性確保のためには、経営陣が、リスクを的確に認識した上で、リスク管理体制を整備・強化することが必要である。特に、システム障害のリスクを管理する上では、障害の未然防止策を十分に講じるほか、万一障害が発生した場合に備えて、影響の広がりを抑制し、システムを迅速に復旧させる体制を整備することが必要である。

調査では、①開発中のシステムに加え、長期間安定的に稼働を続けているシステムについても、顧客サービスの利用状況の変化等を踏まえたリスク評価や障害事例分析を通じ、障害発生時の未然防止策が適切にとられているか、②障害等が発生した場合に対応を協議する体制や復旧計画が実効的なものと

¹² その際、「オペレーショナルリスク管理を巡る環境変化と今後の課題（日本銀行、2011年8月）」も参考とする。

なっているか、などを点検する¹³。

共同システムへの移行を含めたプロジェクト管理と委託先管理

地域金融機関によるシステム共同化が進展する中、経営陣の関与のもとで、プロジェクト管理や委託先管理を適切に行うことが重要となっている。

調査では、共同システムへの移行を含めた各種プロジェクト管理や委託先管理の適切性について、委託先や共同センターへの調査も交えて点検する。

情報セキュリティ管理体制の整備

金融機関では、フィッシングサイトや偽装メールを通じた現金詐取、金融機関ウェブサイトへの大量データ送信による業務妨害等が発生している。金融機関は、これらの脅威にかかるリスクを適切に認識し、対応方針をセキュリティポリシー等に適切に反映した上で、具体的な対策を講じることが必要である。

調査では、①顧客が晒されるリスクに対し、可変式パスワードや電子証明書等の導入等の対策が適切にとられているか、②業務妨害やウイルス感染に対し、ファイヤーウォールの導入等の対策が適切にとられているか、を点検する。

東日本大震災の経験も踏まえた業務継続体制の整備状況

業務継続体制の整備は、各金融機関の業務上の課題であるのみならず、わが国の決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。

東日本大震災の経験を踏まえ、業務継続計画において、より広域・長期間に亘る被災、計画停電を含めたライフラインの途絶、津波などを考慮に入れて被災シナリオを見直す動きが広がっている。調査では、こうした観点から、金融機関の被災シナリオの見直しと対応状況を確認する。その上で、決済面

¹³ その際、「システム障害管理体制の実効性向上に向けた留意点（日本銀行、2012年2月）」も参考とする。

におけるプレゼンスが大きい先については、業務継続計画の内容の十分性や整合性、経営資源（要員、執務場所、システム等）の確保を含めた実効性について点検を行う。その他の金融機関についても、業務内容、地域におけるプレゼンス等を踏まえて点検を行い、必要な助言を行う¹⁴。

また、病原性の高い新型インフルエンザ流行に備えた体制についても、実効性が確保されているかといった観点から確認する。

へ. 収益・経営体力

収益・経営体力の評価

金融機関が持続的かつ安定的に金融仲介機能を発揮していくためには、基礎的な収益力の向上と自己資本の充実が必要である。

考査では、自己査定を検証等を通じて金融機関の財務実態を把握する。更に、複数のシナリオを想定することにより、足許及び先行きの収益力、自己資本の状況の評価する。その上で、自己資本の質・量の十分性に関する認識とこれに基づく資産負債コントロールや資本政策、収益力向上への取組みを含む先行きの経営のあり方などについて確認し、必要な助言を行う。また、海外拠点を持つ金融機関については、国際的な規制・監督の見直しへの対応状況に係る必要な調査を行う。

(3) 考査運営面の対応

考査運営面では、2008年度から実施している「リスクベース考査」を継続する。この枠組みは、取引先金融機関について、その保有するリスクが顕在化した場合の金融システムに及ぼす影響度と、経営体力の余裕度やリスクテイクの状況などの経営実態という二つの視点で総合評価し、それを踏まえて

¹⁴ その際、「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と取組事例（増補改訂版）」（日本銀行、2010年3月）および「東日本大震災において有効に機能した事例と同震災を踏まえた見直し事例」（同、2012年1月）も参考とする。

考査の頻度、調査範囲、要員数などにめり張りをつけるという考え方である。また、その一環として、特に重点的に調査すべきリスク分野等に範囲を限定した「ターゲット考査」を引き続き活用する。

近年、各種金融サービスをグループで提供する金融機関が増加し、グループ企業の経営動向やリスクの状況が、取引先金融機関に及ぼす影響が一段と高まってきている。このため、こうした金融グループについては、考査を通じてグループ全体の経営実態の把握に努めることとする。その際、グローバルに業務展開を行っている先については、海外拠点のリスク管理状況に対する臨店調査を強化する。また、システム上重要なグローバル金融機関(G-SIFIs)と位置付けられる金融機関については、再建計画(Recovery Plan)の作成など、規制監督上新たに求められる対応への取組状況も確認する。

加えて、考査の実効性向上を図る観点から、必要に応じ、考査の立入調査の前に、考査先のリスクプロファイル等の把握を目的とした内部監査部署との面談(プレヒアリング)を行う。また、考査とオフサイトモニタリングの連続性の強化にも引き続き取り組んでいく。

なお、日本銀行としては、考査の運営や結果に対し考査先から十分な納得や信頼が得られるよう、適切に対応していく。2011年度においては、考査関連資料の項目数の大幅な見直しや、資料提出方法の改善を行い、考査先の事務負担等の軽減を図ってきた。2012年度においても、「考査運営に関するアンケート」(考査期間終了後に実施)等により、考査先から寄せられた意見・要望への対応を通じて、考査運営プロセスの改善を進めていくこととする。

以 上